

一般社団法人日本地質学会広報メディア運用規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本地質学会（以下「学会」という）の活動内容の学会内外に対する広報活動、会員相互間の意思疎通および情報交換の促進のために、ニュース誌、メールマガジン、ホームページ、および SNS などの学会広報メディア（以下「広報メディア」という）を運用する手続きを定める。

(ニュース誌、メールマガジン、ホームページの運用)

第2条 ニュース誌、メールマガジン、およびホームページは、広報委員会が編集・発行を担当する。

2 投稿原稿の責任・連絡著者は会員に限る。ただし、広報委員会からの依頼による場合はこの限りではない。

3 投稿原稿は日本語もしくは英語で作成し、電子メールまたは郵送にて学会事務局に提出する。

(1) 電子メール journal@geosociety.jp

(2) 郵送

写真など、コピーでは著しく不鮮明となるものについては原図とコピーの両方を提出する。

原稿の届先

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-8-15 井桁ビル内

日本地質学会事務局気付 広報委員会

4 原稿やその他の著作物の著作権（著作財産権）は、学会に帰属するものとする。ただし写真やキャラクターなどに関して別途利用契約を結んだものは、この限りではない。

5 次に掲げる事項に該当する情報は掲載しない。

(1) 法令などに違反または違反するおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 差別的表現を含むもの

(4) 人権およびプライバシーを侵害するもの（個人情報、機密情報、占有情報など）

(5) 著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

(6) 研究目的を逸脱した商業行為に類するもの

(7) 政治および宗教活動と判断されるもの

(8) 虚偽、誹謗中傷や名誉棄損と判断されるもの

(9) 学会の定款および規則に反しているもの

(10) その他、広報委員会が不適切と判断するもの

(SNS の運用)

第3条 学会は, Twitter, Facebook, Instagram および YouTube において学会公式アカウントおよび公式若手アカウントを運用する。

2 広報委員会は次の公式アカウントを管理する。

SNS 名	言語	公式アカウント
Facebook	日本語	一般社団法人日本地質学会公式
Twitter	日本語	日本地質学会公式
Instagram	日本語	日本地質学会公式
YouTube	日本語	一般社団法人日本地質学会公式

3 学会公式アカウントの投稿・編集は, 事務局と広報担当執行理事および SNS 運営委員が担う。SNS 運営委員は広報担当執行理事および広報委員会が会員から選定するものとし, 広報担当執行理事および広報委員会委員とともに SNS 運営委員会を構成する。

4 SNS のコメント等の投稿にかかる著作権等は投稿した利用者に帰属する。利用者は学会に対し, 投稿した内容を広く無償で使用する権利を許諾し, かつ学会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

5 利用者の発言・投稿に対する学会からの返信・コメントは原則として行わない。国, 地方公共団体および公共性の高い機関・団体などのアカウントおよびウェブサイト, ならびに地質学分野の情報提供を行なうために有用性が高いアカウントおよびウェブサイトについては, フォローおよび発信された情報の引用・再送信などを行うことがある。投稿内容に関する学会への質問等は, 学会事務局宛でのメールなどで受けるものとする。

6 SNS には, 上記第2条5に掲げるものに加え, 下の(1)～(6)に示すものを掲載してはならない。また, 利用者のコメント等による投稿内容や若手アカウントの掲載内容が本項に抵触すると SNS 運営委員会が判断した場合, 事前に通告することなく投稿の削除や投稿者のブロックを行なうことができる。そのような事案が発生した場合は, SNS 運営委員会はその理由について広報委員会に報告する。

- (1) 特定の個人・団体への誹謗中傷, 差別的な内容, わいせつな内容のもの
- (2) 広告, 宣伝, 勧誘, 営業活動, その他営利を目的とするもの
- (3) 風評被害をもたらすと判断されるもの, またはそれらを助長すると判断されるもの
- (4) 他の利用者, 第三者等になりすますもの
- (5) 学会の発信する内容に関係ないもの
- (6) その他, SNS 運営委員会が不適切と判断するもの

(免責事項)

第4条 広報メディアに掲載された記事について, 広報委員会や SNS 運営委員会は記事の内容の精査を行なうが, 情報の完全性, 正確性, 安全性などを保証するものではない。また, 学会は利用者が広報メディアの情報を用いて行なう一切の行為について責任を負わ

ない。

2 学会は、利用者が広報メディアを利用することで生じる直接・間接的な損害について責任を負わない。また、学会は利用者間または利用者と第三者間で発生したいかなる問題についても責任を負わない。

(規則の周知・変更等)

第5条 本規則は、学会ウェブサイトなどに掲載し周知する。本規則は、理事会の決議によって変更または廃止することができる。

付則

・本規則は2022年7月23日より施行する。